

【資料4】

令和3年2月10日
仙台市市民局市民生活課

空家等対策計画の策定について

1 趣旨・必要性

仙台市では、適切に管理が行われていない空家等の対策及び利活用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成27年5月施行）第6条に基づき仙台市空家等対策計画を定めています。

現計画は平成29年度から令和3年度までを計画期間としていることから、計画期間満了を迎えることから、次期計画の策定を行う必要があります。

2 計画期間

令和4年度～令和8年度（5年間）

3 計画内容

現状の分析・課題等を踏まえ、次期計画の内容では以下の「法に基づく事項」について取りまとめます。

○ 法に基づく事項（法第6条第2項）

- ① 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
- ② 計画期間
- ③ 空家等の調査に関する事項
- ④ 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
- ⑤ 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項
- ⑥ 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項
- ⑦ 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
- ⑧ 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
- ⑨ その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

4 審議について

現計画の策定に際しては、仙台市安全安心街づくり推進会議に部会を設置し、部会委員※は同会議委員と各関係団体からの推薦等による専門委員の合計10名で構成して審議を行いました。

今回の次期計画策定にあたっても、前回と同様に推進会議委員及び専門委員から構成する部会を設置し、審議を行う予定です。

※ 委員は議員、大学教授、弁護士、司法書士、宅地建物取引業、土地家屋調査士、地域住民（町内会）等から選任。任期は計画策定の審議が終了するまで

5 スケジュール（予定）

令和3年 5月～令和4年3月 部会における審議（現計画まとめ、骨子案、中間案、最終案）

令和3年12月～令和4年1月 市民意見収集（パブリックコメント）

令和4年 3月 次期空家等対策計画の策定

※ 令和3年4月、11月、令和4年2月に議会（常任委員会）への報告を予定